

【案】

新型コロナウイルス感染症への対応について

1. 本会議・委員会等の会議に出席するにあたり

○議場・委員会室の出入口付近、傍聴受付に設置している消毒液で手指を消毒し入室する。

○議場・委員会室等に入場・入室する際には検温を行う。

※議場、委員会室等に入場・入室する際は、議場、委員会室等の入り口前に設置する非接触型顔認証体温測定機等で、各自検温を行うこととする。

○会議出席者はマスクを着用する。

○議員及び理事者の発言時は、マスクを着用したままとする。

○傍聴者はマスクを着用する。また、席を空けて着席するよう誘導する。

2. 5月定例会における対応について

(1) 役選期間中（5月14～25日）の運営について

期間中は、全議員待機をかけない扱いとする。

※待機する議員は、必要最小限とし、各会派内において、調整すること。

(2) 新型コロナウイルス感染症への対応にあたっての担当所管への配慮について

○新型コロナウイルス感染症及びワクチン接種に関して配慮する所管

健康福祉局	保健所	感染症対策課
	健康部	健康医療推進課 衛生研究所

- ・上記担当所管に対して、本会議・常任委員会においては、新型コロナウイルス感染症及びワクチン接種等に関する質疑・質問は行わない扱いとする。ただし、当該担当所管を所管する委員会の委員から、緊急を要するなど特段の理由があり、質疑・質問が必要な状況である旨の要請がある場合は、当該委員長は正副議長・議運正副委員長と協議し対応する。

○その他配慮する所管

危機管理監	危機管理室
-------	-------

- ・長時間の答弁調整を行わない。
- ・質疑は重複せず簡潔に行う。

(3) 本会議・常任委員会の運営について（共通事項）

○出席理事者は、提案理由説明・答弁予定がある理事者とし、午前・午後で入れ替えることとする。

○大綱質疑の質疑事項の通告、議場スクリーン資料の提出、常任委員会の質問内容の締切日時については、締切日の午後3時とする。あわせて、出席要請する理事者を議会事務局に報告する。

- 緊急に理事者が対応にあたる必要が生じたときは、関係理事者の退席及び欠席を認める。
その場合は、議長・委員長に許可を求めて退席する。
- 会議中に不測の事態が発生した場合、議会BCPマニュアルに準じ対応する。
※会議を休憩し、議会運営委員会または委員協議を開催し、対応を検討する。

(4) 本会議の運営について

- 大綱質疑、その他質疑における各会派等の持ち時間の使用は、3分の2を目安とする。
*参考(3分の2とした場合の持ち時間)

会派名等	大綱質疑持ち時間 (答弁時間含む)
大阪維新の会堺市議会議員	480分
公明党堺市議団	293分
自由民主党・市民クラブ	213分
堺創志会	133分
日本共産党堺市議会議員団	133分
長谷川 俊英議員	26分

※その他質疑については、各会派等1人13分

- 大綱質疑本会議(6月4・7・8日)は、午後3時を目途に終了するように努める。
- 議員・理事者・議会事務局職員の各席に仕切り板を設置する。(全議員が議場に入場のうえ運営する)

(5) 常任委員会の運営について

①委員会室

- 委員会室内の理事者側の座席は、密着しないよう配慮する。(1列6人)
- 意見陳述者にマスクの着用を推奨する。
- 発言席に仕切り板を設置する。

②運営

- 常任委員会における質疑者の持ち時間の使用は、3分の2を目安とする。

*参考(3分の2とした場合の持ち時間)

1 議題 1人20分

○市長質問

- ◎市長の出席時間は、議事運営等に関する申し合わせのとおりとする。

なお、市長の出席時間帯については、以下のとおりとする。

- ・市民人権・建設・総務財政委員会は、午前10時から正午まで
- ・産業環境・文教・健康福祉委員会は、午後1時から午後3時まで

- 陳情者の意見陳述については、陳述時間(3分)は変更しない。

- 常任委員会は、午後3時を目途に終了するように努める。

3. 会議中の換気について

- 議場 11階：常時、議長席裏、左右の扉を開ける。（採決時を除く）
傍聴席：常時、出入口の扉、窓を開ける。
- 委員会室：常時、室内の小窓を開ける。
常時、傍聴席の出入口扉を開ける。
- 会議室等：常時、室内の小窓を開ける。
- 会議開会前、休憩時、会議終了後に窓、扉を開けて換気を行う。

4. 議場・委員会室等の消毒について

- 昼休憩時、会議終了後に議場・委員会室等の消毒を行う。
- 演壇（議場）、発言席（委員会室）は使用の都度、消毒を行う。

5. その他

- 各議員、議会事務局職員は、登庁時、手指消毒、非接触型顔認証体温測定器での検温を行い、議会フロアに入る。
- 各議員、議会事務局職員は、発熱がある場合は、速やかに議長へ報告する。
- 緊急事態が発生した場合、緊急時安否確認用メールアドレスに議会事務局から連絡メールを送信するため、受信された場合は直ちに内容を確認する。